

1. ①地域資源活用促進法について

地域産業資源活用とは

- 「中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域産業資源活用促進法）」（平成19年6月施行）に基づく支援。
- 中小企業が地域産業資源（生産技術、農林水産品、観光資源等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、需要の開拓を図る。

<事業スキーム>

国（経済産業局）

【基本方針】

主務大臣（経産、総務、財務、厚労、農水、国交大臣）が
基本方針（地域産業資源、地域産業資源活用事業計画の認定基準等）を策定。

都道府県が意見を付す

都道府県

【地域産業資源を指定】

地域産業資源の公表

都道府県を經由して
国に計画を申請

中小企業者

【地域産業資源活用事業計画】

基本方針を踏まえ、中小企業者が都道府県が指定する地域産業資源（農林水産物、産地の技術、観光資源）活用して、新商品の開発等に取り組む事業計画を作成。

<地域産業資源活用事業計画の主要要件>

- ①都道府県が指定する地域資源を活用した事業であること。
- ②地域のブランド力を高め、地域の他の中小企業者等の事業活動の促進に寄与する事業であること。
- ③新たな需要開拓の見通しがあること。

平成28年12月末現在 1540件(累計)

計画認定

(結果報告)

計画申請

計画認定

一般社団・財団法人、NPO法人

【地域資源活用支援事業計画】

基本方針を踏まえ、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人が、販路開拓・情報発信等を支援。

<地域資源活用支援事業計画の主要要件>

- ①実施項目が具体的且つ明確であり、その実現が見込まれるものであること。
- ②計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれるものであること。

平成28年12月末現在 1件(累計)

1. ①地域産業資源活用事業による支援内容

新事業創出支援事務局
(中小企業基盤整備機構)

- 事業相談窓口
- 専門家による事業計画ブラッシュアップ支援
- 認定事業のフォローアップ支援

補助金

- 認定計画に沿って取り組む経費の一部を補助
 - ・補助率：2/3、1/2以内、上限金額：500万円等／年等
- ※平成27年度補正予算：30.0億円
※平成28年度当初予算：10.0億円

日本政策金融公庫による
融資制度

- 認定計画に基づく設備資金又は運転資金を低利融資
 - ・中小企業事業：特利③
 - ・国民生活事業：特利C

信用保証の特例

- 普通保証等の別枠設定
 - ・普通保証（2億円）、無担保保証（8,000万円）、特別小口保証（1,250万円）等に加え、別枠で同額を保証
- 新事業開拓保証の限度枠拡大
 - ・限度額を2億円から4億円に拡大

中小企業経営力強化支援法
による措置

- 海外展開に伴う現地資金調達等を支援
 - ・日本政策金融公庫法の特例
 - ・信用保険法の特例

地域団体商標の登録料等の
減免

- 組合等が事業計画に基づき、地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免

市町村による高度化融資

- 複数の中小企業者（グループ、組合等）が、事業計画を実行する際に必要な土地、設備等に対し市町村が融資する場合、(独)中小企業基盤整備機構が市町村に無利子又は低利で融資

1. ②農商工等連携促進法について

農商工等連携とは

- 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」（平成20年7月施行）に基づく支援。
- 中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、需要の開拓を図る。

<事業スキーム>

国（経済産業局または農政局）

【基本方針】

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が
農商工等連携事業計画・支援事業計画の認定基準等を策定。

計画申請

計画認定

計画申請

計画認定

中小企業者等

【農商工等連携事業計画】

基本方針を踏まえ、中小企業者（商工業者）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成。

農商工等連携事業計画の主な要件

- ①中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること
- ②それぞれの経営資源を有効に活用すること
- ③新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること
- ④中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

一般社団・財団法人、NPO法人

【農商工等連携支援事業計画】

基本方針を踏まえ、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人が、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成。

農商工等連携支援事業計画の主な要件

計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させること

1. ②農商工等連携事業による支援内容

新事業創出支援事務局
(中小企業基盤整備機構)

- 事業相談窓口
- 専門家による事業計画ブラッシュアップ支援
- 認定事業のフォローアップ支援

補助金

- 認定計画に沿って取り組む経費の一部を補助
 - ・補助率：2/3以内、 上限金額：500万円/年等
- ※平成27年度補正予算：30.0億円
※平成28年度当初予算：10.0億円

日本政策金融公庫による
融資制度

- 認定計画に基づく設備資金又は運転資金を低利融資
 - ・中小企業事業：特利③
 - ・国民生活事業：特利C
- ※また、中小企業者の海外現地法人等が海外金融機関から融資を受けるにあたり日本公庫が債務保証する制度（スタンドバイ・クレジット制度）の利用も可能。

信用保証の特例

- 普通保証等の別枠設定
 - ・普通保証（2億円）、無担保保証（8000万円）、特別小口保証（1250万円）等に加え、別枠で同額を保証
- 新事業開拓保証の限度枠拡大
 - ・限度額を2億円から4億円に拡大